

前橋勢多都市計画特定用途制限地域の変更について

都市計画課

1 変更の目的

富士見都市計画区域の拡大及び前橋勢多都市計画区域への統合（群馬県決定）に併せて、これまで指定がされていなかった富士見地区に特定用途制限地域の指定を行うことで、一体的な土地利用を推進し、良好な環境の形成・保持を図るもの。

2 特定用途制限地域の制限内容

種 類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要
特定用途制限地域 (田園居住地区)	約 11,494ha	1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの（別記1は除く）で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 7 倉庫業を営む倉庫 8 建築基準法別表第二（る）項に掲げるもの（別記2を除く）
特定用途制限地域 (沿道地区)	約 238ha	1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの（別記1は除く）で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの 2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3 建築基準法別表第二（る）項に掲げるもの（別記2を除く）
特定用途制限地域 (地域拠点地区)	約 303ha	1 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 2 建築基準法別表第二（る）項に掲げるもの（別記2を除く）
特定用途制限地域 (産業共生地区)	約 158ha	1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
合 計	約 12,193ha	

※ 保安林の区域を除く

※ 別記1 次のア及びイに掲げるものとする。 ア 研究所 イ 研修所

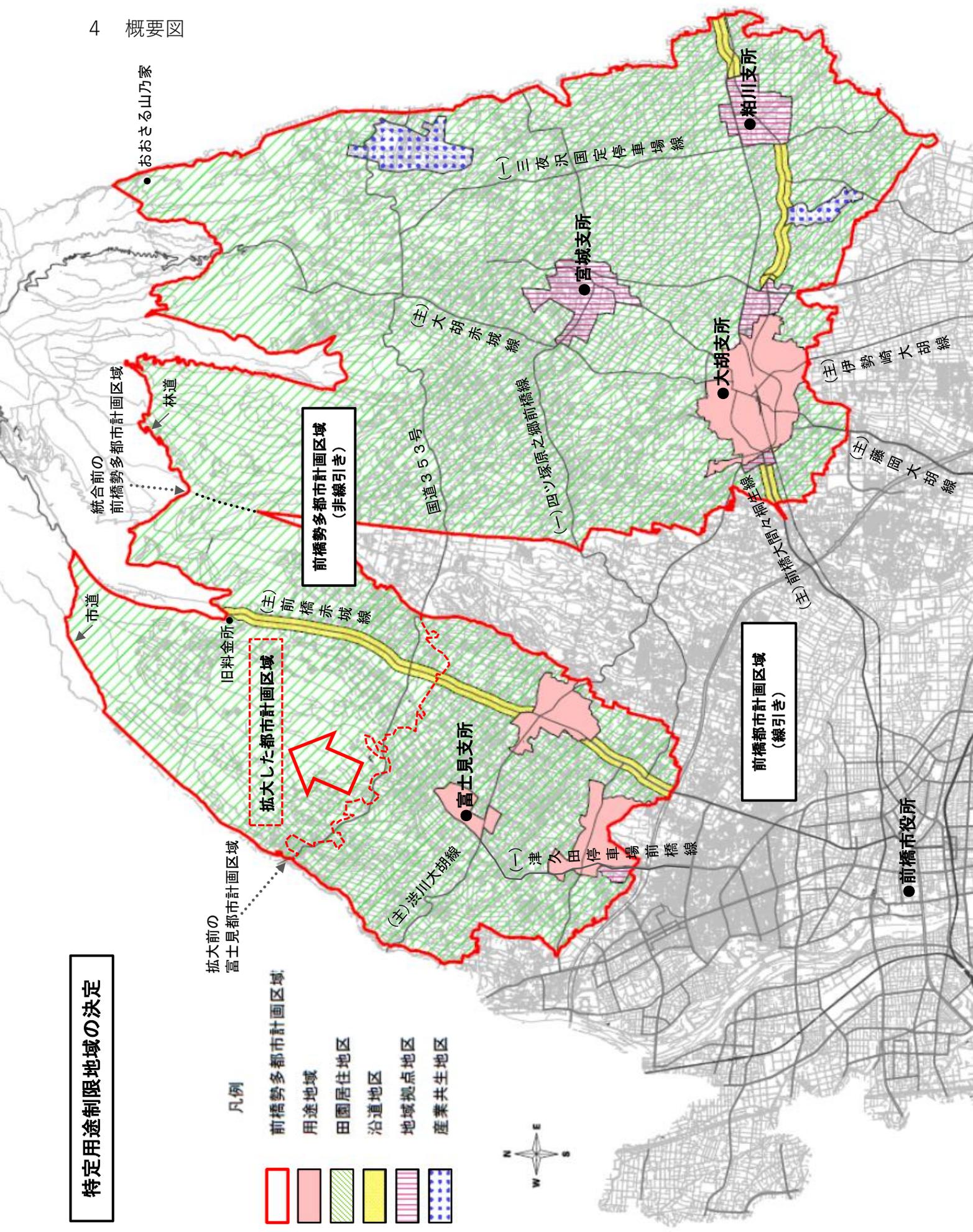
※ 別記2 次のア及びイに掲げるものとする。 ア 油脂の採取、硬化又は加熱加工施設
イ 堆肥製造施設

3 告示日

令和2年9月1日

特定用途制限地域の決定

- 凡例
- 前橋勢多都市計画区域
 - 用途地域
 - 田園居住地区
 - 沿道地区
 - 地域拠点地区
 - 産業共生地区



おおさる山乃家

統合前の
前橋勢多都市計画区域

林道

前橋勢多都市計画区域
(非線引き)

(主)大胡赤城線

国道353号

(一)三夜沢 国定停車場線

●宮城支所

●大胡支所

前橋都市計画区域
(線引き)

(主)伊勢崎大胡線

(主)藤岡大胡線

(主)前橋大間之柳支線

●富士見支所

(主)荒川大胡線

(一)津久田 停車場前橋線

●前橋市役所

拡大前の
富士見都市計画区域

拡大した都市計画区域

(主)前橋赤城線

旧料金所

市道